



Title	中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	郎, 晴
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7146号
Issue Date	2021-12-24
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/83865">https://hdl.handle.net/2115/83865</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	doctoral thesis
File Information	LANG Qing_review.pdf, 審査の要旨



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 郎 晴

審査担当者	主査	教授	會澤	恒
	副査	教授	尾崎	一郎
	副査	准教授	徐	行
	副査	教授	鈴木	賢（明治大学法学部）

### 中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか

本論文は、現代中国法における懲罰的損害賠償制度の導入と運用について包括的に論ずるものである。中国では1990年代以降、懲罰的損害賠償（とされる）制度が立法等により断続的に導入されている。本論文は、これらの立法例を俯瞰的に整理するとともに、裁判の場においてどのように運用されているかを検証することを通じて、中国における懲罰的損害賠償制度の導入の意義について検討するものである。序章、第1～4章および終章から成る本文（A4版208ページ）に、参考資料として関連条文・裁判例〔事例〕のリストが付されている。

序章で問題の設定が行われた上で、第1章は懲罰的損害賠償制度の立法史を追っている。1994年の旧消費者権利利益保護法を嚆矢とする懲罰的損害賠償制度とされる立法例について、その政治・経済・社会的背景にも目を配りながら整理している。改革開放による経済発展は、他方で偽物や粗悪品の流通も生じさせることとなり、食品への異物の混入のように内外からの非難を招く事件も続発した。この種の事案への対決姿勢を示すために消費者法分野を皮切りに懲罰的損害賠償制度が導入されていった。もっとも、2010年の不法行為法〔侵権責任法〕では経済の持続的発展とのバランスをとるべく、不法行為責任の全領域ではなく製造物責任に限定して取り入れられた。その後も、社会的に注目される問題が発生する毎に、個別的な懲罰的賠償制度が導入されている。中国の学説では、これらを、アメリカ法を参照して立法されたと理解するものが多いが、本論文は、初期の例では中国に固有の慣習を念頭に立法されたものの、次第にそうした淵源が忘れられていった、と指摘している。

加えて第1章では、商標法、不正競争防止法といった知的財産分野における懲罰的賠償・3倍ないし5倍賠償制度についても取り上げており、これらの立法がアメリカをはじめとする海外からの圧力や、経済発展における知財の重視といった経済政策の動向に対応するものだと論じている。

第2章は、このように様々な法領域に散在する懲罰的損害賠償制度の要件・効果に関する学説の議論状況を、詐欺行為等についての財産権侵害型および製造物責任等の生命・身体侵害型の立法例に分類した上で整理している。前者については、加害者の主観的故意および実損害の発生の立証が論点となっているが、多数説はいずれも被害者は立証責任を負わないものとして制度の利用を容易にすることが主張されているとする。後者においては、主観的要件について「明らかに知りながら」〔明知〕という文言を故意を要求し重過失の場合は除外されると解するのが多数説であり、また客観的要件として死亡または健康への重大な損害の発生が求められており、制度利用のハードルは高いと議論されている。もっとも、実際の条文の設計は必ずしも統一されておらず法体系上の全体的整合性の考慮に乏しく、これは懲罰的賠償制度が個別的に生じた社会問題に対してアドホックな応急的解決手段として導入されたためである、とも指摘されている。

第3章・第4章では、前2章で検討された立法の運用実態を裁判例を素材に検討している。(なお、知的財産分野については、懲罰的損害賠償制度の導入が比較的最近であり、裁判例も未だ少ないことから検討対象とはされていない。)それぞれ数百件から1000件を超える裁判例を基礎データとした上で、代表的な事件が具体的に取り上げられている。これによると、法院は実際には懲罰的賠償をなかなか認めない。財産権侵害型の代表的な事件類型として自動車の新車販売の際の詐欺的行為の事件が論じられているが、法院の制度運用は制限的なものであり、ここには中小企業の経済活動の萎縮への懸念を認めることができる一方で、制度の機能の実現にブレーキをかけることになっている、とする。

第4章の生命・身体侵害型事件の検討によると、製造物責任等については条文上のハードルの高さが実際の裁判例にも反映されており、懲罰的損害賠償制度が活かされていないとされる。食品安全法上の食品安全責任について言えば、法改正および[指導性案例]が請求権者を広く捉えるよう求めているにもかかわらず、法院の実務では限定される傾向にあり、民事訴訟提起の促進という制度趣旨に反する、とする。他方、近年では、人民検察院による[公益訴訟]において懲罰的損害賠償を請求する例が散見されるようになってきているが制度趣旨からは乖離している、と批判する。

こうした検討を踏まえて、現代中国では懲罰的損害賠償制度が折々に導入されているものの、そこには統一性・整合性が乏しく、また法院も積極的に運用することをしていない。これは、この制度の導入がもたら、社会問題の発生に対して対応を講じているポーズを示すためになされたことに由来しており、中国においては一党支配の道具として法が利用されていることの表れの一つである、と結論づけている。

本論文の意義として次の点を指摘できる。第一に、本論文の主題である懲罰的損害賠償制度は現代中国においてしばしば見られる立法実務であるにもかかわらず、これらを横断的に取り扱った論考は中国でも少ない。本論文はこれらを俯瞰的な視点から最新の立法も含めて検討しており、その間での不整合・体系性の欠如という本論文の指摘も、個別の制度に則して議論してきた従来の学説からは見えなかったものと言える。第二に、中国の学界ではほとんど議論されない裁判例の検討を精力的に行っており、制度運用の実態を把握した上で、それと学説上の理解とのズレ・異同を明らかにしている。加えて、中国の学説等でも懲罰的損害賠償制度についてはアメリカ法を参照して議論されることが多いが、実際の立法例の淵源は必ずしもアメリカ由来というわけではなく、中国固有の慣習にあるとの指摘もオリジナリティがある。

とは言え本論文には不十分な点も残っている。第一に、立法史・条文解釈に関する学説の議論状況・裁判例の動向という各パートの検討と、「一党支配の道具としての中国法」という大きな結論との間には未だギャップが残っているのではないかと。とは言え、口述審査の際の遣取りではその点についての認識はあり、表現として明示的に記述すべきだったとも評価できる。第二に、中国での議論状況を丁寧に整理しているが、筆者自身の分析枠組みが弱いのではないかと、そのためには日米の法状況も含めてより視野の広い比較法的枠組みを用意する必要があるのではないかと、との指摘である。また、執筆に時間がかかってしまったことの弊として一部に情報のアップデートの必要な記述も残っている。

とは言えこうした点は、公表までに補足し得るものであるか、新たな研究課題として取り組むべきものであると言え、本論文の達成を否定するものではない。以上より、審査委員全員の一致で、博士(法学)の学位に値するものと判断した。